



ジェントルハート通信 No.63

2019年秋号

発行:NPO法人ジェントルハートプロジェクト 発行日:2019年11月25日

URL: <http://npo-ghp.or.jp> Tel. +Fax. : 045-845-3620(小森)

定価:100円(会員無料)



「教師同士のいじめの報道から見えてくること」

代表理事 小森新一郎

最近のいじめ関連の報道で、私が特に注目しているのは、神戸で起こった教師同士のいじめの実態が明らかになったことで社会に投げかけられた問題についてです。子どもは社会の鏡と言われますが、本来いじめの抑止に勤めなければならないはずの教師がこの有様では、子どもたちの社会から到底いじめがなくなる事は無いのだろうと思ってしまいます。今回の事件の加害者たちは、この事実がバレた時に自分たちの受け持っている子どもたちがどういった感情を抱き、自分たちがどのような評価をうけるのかということ想像することすらできなかったのでしょうか。

今回加害者の一人とされる教師が30代であったという報道を聞いたとき、私の亡くなった娘の香澄と同年代ということがとても気になりました。そして、その加害者が、学生時代からずっと加害者としていじめ行為を繰り返していたという報道もありました。この状態は香澄が亡くなった20年以上前からずっと続いていたこととなります。

そうであれば、子どもを取り巻く学校環境は改善されることなしに、旧態依然とした体制の中、子どもたちの命と尊厳を守る有効な対策もなされないまま、時間だけが浪費されてきた。ということの証左ではないでしょうかと思います。

何十年も前から、このいじめ問題が社会問題化しているにも関わらず、どうして解決への道がこれほどまでに遠いのでしょうか。そして、本質的に学校だけが抱えている問題なのでしょうか？

私は香澄が亡くなって以降、こういった疑問をいつも自問自答しています。少し拡大解釈になってしまうかもしれませんが、学校のいじめ問題だけでなく、虐待問題も、社会に蔓延するパワハラ問題も、そして今回の教師同士のいじめ問題も、全てに於いてこの日本という国における人権というものに対する意識の希薄さに由来するものなのではないかと思っています。

最近よく耳にするキーワードの中に“生産性という価値観でしか人間を評価できない社会”というものがありますが、こういった考え方が社会全体に蔓延したとき、私たちの社会は一体どのように変質してしまうのでしょうか。

このままでは人権擁護・人権尊重といった当たり

前のことが脇に追いやられたまま、偏った価値観や、競争至上主義の思考が社会に蔓延していくことが心配でなりません。

社会の価値観が、今から半世紀ほど前の私たちがまだ子どもだった状況とは明らかに違ってきているように感じています。そしてこの傾向はこれから更に加速していくことでしょう。

具体的には、地域コミュニティでの交流であったり、相互扶助の気配りであったり、自分より年下の子どもたちへの気遣いであったりといった、思いやりのあるやさしい心でつながる人と人との関係性といったものが、どんどん希薄になっていってしまう事への懸念があります。

子どもたちを大切にしない社会、子どもたちのこのころの育ちに鈍感になってしまった社会、そして教育機関への公的支出割合をOECDの調査で見ても、首位のノルウェーの6.3%に対し日本は2.9%と、34カ国中最下位という結果となっている現状です。こういった状況のままでは、そのうち大きなツケが私たちのところに回ってくることは明らかでしょう。先日もソフトバンクの孫正義会長が、日本はもはや先進国ではなくなったという発言をされていましたが、まさに経済活動優先・生産性優先・利益優先でやってきた中であって、教育にだけは注力してこなかったこれまでの姿勢が今の状況を招いているのだと思います。

子どもたちから見ても、自分たちが大切にされているのかいないのか、といった事は敏感に感じ取ります。子どもを甘く見てはいけません。子どもを大事にしない国は滅びます。そして、もうすでにその入口に立っているのではないのでしょうか？そういった危機感を持ちながら今後も活動を続けていきます。



◆私たちが法改正に望んでいること

理事 大森 冬実

17歳だった娘をいじめ自殺で亡くし5年が過ぎました。

昼休みに教室からいなくなった娘は、4日後に学校から数キロ離れた太平洋の海で通りかかった貨物船によって発見されました。

学校から海までどこをどう歩き、いつの何時にどこから海に入ったのか、どんな思いだったのか今も考えない日はありません。

娘は小学生の頃から八戸北高校へ行くことが夢でした。

明るく元気な子で、入学当初は毎日楽しくてしょうがない様子で学校での出来事を家族に話して笑っていました。

そのわずか数ヶ月後、入学後に仲良くなったライングループの子たちに無視され、他の友達と話して笑っているだけで睨まれ、その友達を連れて行ってしまうなどとポツリポツリ話し始め、ラインは恐いと言い帰宅後は携帯電話を触らない時期もありました。

詳しく聞こうとすると「大丈夫だから」を繰り返えし、もっとやられるから先生に話すのはやめてと言っていました。食が細くなりどんどん元気がなくなる様子を見て担任にクラスで起こっていることを話し、その頃は保健室に迎えに行くことが多かったこともあり、養護教諭とは何度も会い話を聞いてもらいました。養護教諭から嫌がらせをしている子を聞かれ、保健室にあったアルバムで名前と顔も確認していましたが、事件後に自宅を訪問した入学当時から学年主任は「娘さんとトラブルのあった子のうち1人を、下の名前の同じ子と勘違いしていてそれを最近知ったんです。」と話しました。

その程度の情報共有さえされていなかったのです。2年生になる時はその子たちとクラスを離してもらっていて、新しい担任からは「学年全員の教員で見守っていきますから」と言われていたこともあり、見てくれているから大丈夫に違いないと、私には学校に頼っていた部分がありました。

娘が死んでしまうなど家族にとって想定外の出来事で、それは学校側も同じだったに違いありません。

学校の対応だけのせいにするつもりはありませんが、事件後に学校は一貫していじめを把握していなかったという態度を変えず、母親と本人からは友人とトラブルがあり体調を壊している、との相談はあったがいじめという言葉を使わなかったため、いじめとは把握しておらず学年では体調を考慮しなければならない生徒として捉えていた。それももっと

重症な子がいて七海さんは考慮する順番は低いほうでした。と言ってきました。

いじめに対して何の対処もしていなかったと言っているのと同じです。

なぜそこまでしていじめをなかったことにするのか本当に驚き、その瞬間からどんな言葉でお悔やみを言われても、先生方は悲しみを共有できる人達ではないのだと気付かされました。

子どもを亡くした遺族には、自分自身を責めていない人などおそらくいません。私自身もどうして我が子を助けることができなかったのか後悔し続けながら生きています。

しかし、どれほどの自責の念を以ってしても、いじめの苦しみをさえなかったら娘は生きていたという想いは一生消えません。

遺族の中には、自分の命より大切な我が子を亡くした後もなお理不尽な思いをさせられ、経験したことを話すことで、どの立場の誰にでも起こり得ることだと危機感を感じてほしい、少しでも変わるきっかけになってほしい、苦しむ人が減ってほしいというたくさんの想いを込めて伝えている人たちがいます。

学校で起こった重大事態がいじめ自殺だった場合、それを経験した学校の関係者たちが、最悪な事態になってしまった問題点はどこだったのか、どの時点でどうすべきだったかを隠し事なく真剣に話し合い反省点を発信している事例は、せめて教育関係者間ではあるのでしょうか。

多くは関わった教職員を年度末には移動させ、十分な検証は行われずになかったことのように終結してしまっているよう思われてなりません。

学校にどんな組織が必要で、どんなバックアップがあったら担任が1人で抱え込むことなく正しいいじめの対処ができるのか、本来学校の現場から出さなければならない要望だと思います。

関わった子たち全員の傷ができるだけ小さなうちにいじめを見つけ、その段階から教師間で情報を共有し適切な対応を行うことが大切なことは誰もが認識していることだと思いますが、それには教職員がいじめ研修などで積極的にスキルを身につけいじめ対応の正しい知識を得たうえで、学校に設置されたいじめ対策の組織をきちんと機能させることからしか始まらないのではないのでしょうか。

今年、いじめ防止対策推進法の改正案は、要とも言えるこの部分が座長試案によって削除され、現行のいじめ防止対策推進法をも後退させる法改正になる危機的状況がありました。

今なお宙ぶらりんのまま手つかずの状態ですが、こ

のことがニュースで流れていたさ中に知人から「改正案(素案)というのは遺族の人たちが考えた案で、座長試案というのは国会議員たちがまとめた案、それが対立しているのかと思っていた」と言われたことがあります。

確かに短いニュースで見聞きしている人たちの中には、遺族が遺族感情だけで先生に罰則を、と騒いでいるようにしか見えない人がいるのかもしれないと感じました。

H25年にいじめ防止対策推進法が施行され、その後もしじめ自殺やいじめによる不登校が起り続けています。

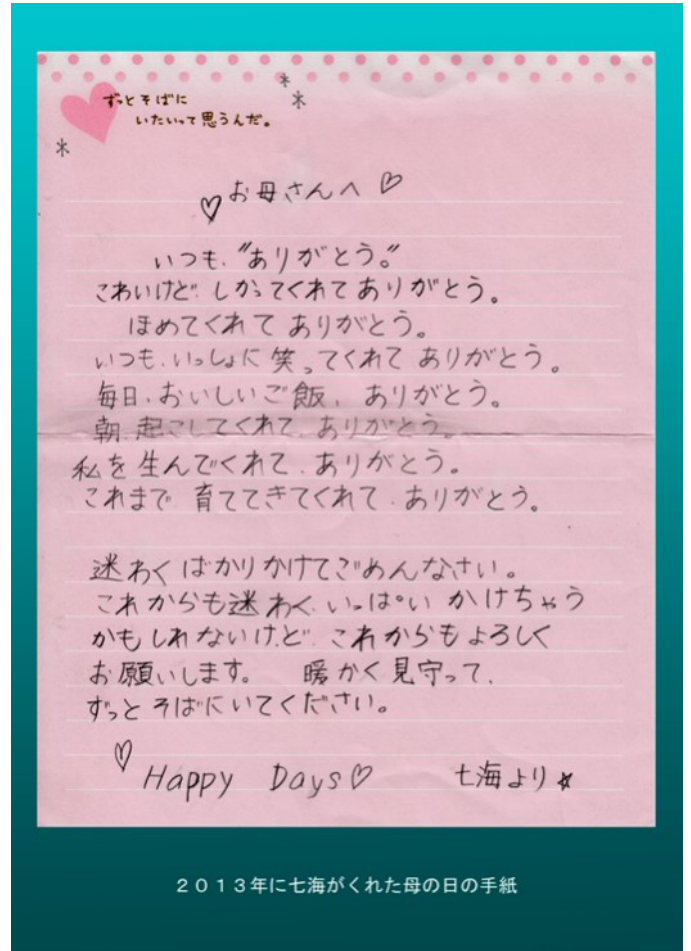
繰り返さえされるたびにそれぞれの事案から見えてきた、この国のとも言える問題点を超党派の議員の方たちが何度も勉強会で確認し合い作りあげてきた素案が、現場の負担が増す、教員の委縮を招くという教育関係者から出された反対意見で突然に変わってしまいました。

現場の負担という点で言うなら、学校で不幸にも重大事態が起こってしまった時、その学校の関係者が経験する激務とストレス、心ある先生の良心の呵責(希望的推測)は相当なものだと思われます。

何よりも、このままでは苦しんでいる子どもたちを救うことができないことは、いじめ自殺や不登校が後を絶たない事実で証明されています。

誰かを苦しめてはいけないと思うのであれば、まずは子どもたちが優先されるべきです。

1日も早く子どもたちを守るための法律が整備され、学校が誰にとっても安心できる場所になってほしいと願っています。



娘の七海さんが母の日に書いた手紙
彼女の人柄が良く表れている内容です

◆院内集会の報告

去る11月13日、『今こそ現場のSOSに応える法改正を!』～こどもと先生を守るために～と題した表題のもと、参議院議員会館において院内集会(勉強会)を開催しました。当日は教育評論家の尾木先生をはじめ、こども六法著者の山崎聡一郎氏。お笑いジャーナリストのたかまつなな氏。当法人理事の小森美登里からの報告が行われました。今回は今までとは少し別の視点からいじめ問題を見ることで、“新たなアプローチの提案が出来れば”といったスタンスで開催しました。今回は、当日の登壇者の中から若手研究者の山崎聡一郎氏による、新たな視点からの報告内容をご紹介します。

『いじめ防止対策推進法と法改正の誤解』

こども六法著者 山崎聡一郎

私は今年の8月20日にこども六法という本を出版しまして、そちらが今とても大きな話題を呼んでいます。こちらは元々私が大学の三年生の時に作った本ですが、もっともっとさかのぼると私が中学生だったときの原体験を元にして書いた本になります。どのような原体験だったかという、私が小学校5・6年生の時にいじめに遭っていました。そのいじめというのは、今思えば暴力とか暴言といっ

た、犯罪に相当するいじめであったと思うわけですが、当時の自分はそれが犯罪なんだという知識がなかった。故に自分で自分の身を守ることが出来なかったんだと、中学生で初めて六法全書を読んだときにそういう後悔を強く持ちました。

今、同じような状況でいじめに悩んでいる子どもたちに何か届けられるものがあるとしたら、僕の経験からだったら、誰にでも読める六法を届けて、法律の知識・自分で自分の身を守る力を身につけて欲しい。そういう願いを込めて書いた本です。そしてそれがこれだけ大きな反響を呼んでいるというの

は、今、世の中でそういう認識が大きく広まって
いっているという証左だと思います。でも、考えて
みてください。それってすごく悲しいことだと思
いませんか？いじめの被害に遭っている人が、自分
で自分の身を守りなさいって言うんですよ・・・誰
かが助けなければいけないんじゃないですか？

自分がいじめの被害に遭っていた時、学校の先生
に対応はしてもらいましたが、自分や親といっ
た、いわゆる被害者側の求めている納得できる対応
を得ることは出来ませんでした。

具体的には学区外への転校ということになると思
います。今だったら多分出来ることですが、い
じめ防止対策推進法がなかった15年ほど前、不
登校という言葉もそれほど浸透していない時代です
から、学区外への転校も認めてもらうこともなく、
これはもうしょうがないなと思って”私立の高校を
受験して地元から逃れる”、”いじめの起き続ける
環境から自分の力で脱出する”ということをしてしま
した。

そのあと大学に入ってから”自分がいじめに対し
て何か出来ないか？”と考えた時に、自分の場合は
私立を受験して地元から脱出しましたが、それは誰
でも出来ることではないですよ。もっと公的な、誰
でもアクセスできる方法で、いじめの被害に遭っ
ている人が、自分の力で抜け出す事ができる方法
を探らないといけないんじゃないか。そう思って作
ったのがこども六法でした。

こども六法という本は、もちろん基本的な法律と
いうものは載っていますが、その中にひとつだけ一
般的ではない法律が載っているんです。ひょっとし
たらポケット六法とか小六法に載っていなかったり
する法律です。いじめ防止対策推進法という法律
なんですけれども、これは結構特殊な法律なんです
が、一般の人が普通に使うような法律ではないの
で、小さな六法だと載っていなかったりする法律
なんです。これを敢えてこども六法に載せた理由、
これは2013年に出来た法律なんですけれども、画
期的なポイントは、いじめに対してどういう風に対
応しなければならないかということ、文部科学省の
通知といったレベルではなく、法律として学校側
にこうしなさいといった義務を定めたというもので、
ある意味では法律の干渉を受けずに自由が保障さ
れている学校という環境に、法律を通じて制約を加
えたという意味で、マイナスな捉え方もされるん
ですけど、国としてそこまでやっても、いじめの
問題は何かしなければいけないんだという指針を
示したという意味で、画期的な法律なんです。

ただ、先ほどまでに、先生の多忙化の話がたく
さんありました。”この法律は先生の多忙化に拍車
をかける。やらなければならないことをもっとた
くさん押しつけて、先生をより窮地に追い込んでい



【演台に立って解説をする山崎氏】

律だ”というような理解をされているようで、これ
から改正をしなければならぬという議論がある中
で、その傾向が一層強まっていくのではないかと
いった危惧を持たれています。それ故にこの法律の
改正は今、非常に遅れた状態になっています。前置
きが少し長くなりましたが、今日はそのような誤解
についてお話をさせていただこうと思います。

レジュメの中で2つ書きました。まずは『先生の
仕事と負担を増やす法律だ』もう一つが『現場の実
態に即していない』これは両方とも誤解です。みん
な言うと思います。

まず一つ目からお話しします。『先生の仕事と負
担を増やす法律だ』もしくは『この法律は現場の萎
縮をまねく』という言い方をよくされます。でも、
私も教育研究をやっていますので、インタビュー調
査や聞き取りをよくします。学校の先生にいじめに
ついての悩み等を聞いたときによく言われるのが、
「いじめが起きたときに何をしたらよいかわか
らない」ということです。でも、本当は何をやっ
たらよいのかというのはこの法律の中に書いてあ
るし、その前から文部科学省が通知などで出して
あるんです。そうやって出されているけれどもそれ
を読む時間がない。その知識にアクセスする余裕
がないんです。

本当は書いてあるんですよ、いじめ防止対策推
進法に何をしたらよいのか、何をやらなきゃいけ
ないのかということが。

この法律がすでに存在するということによって、
やらなければならないことを増やしているから負
担が増えるというかたちではなくて、やるべき事
が明確になっているんです。何をしたらよいか、
もう少し踏み込んだ言い方をすればチームで対
応してくださいねということがこの法律には書い
てあります。ひとりの先生が自分一人でいじめ
の事象を抱え込むことを予防する法律なんです。
効果的な対応というのがこの法律には書かれて
いますから、とりあえ

ず最低限それをやっていけばいじめの深刻化、深刻化すると負担がもっと増えますから、そのいじめの深刻化によるさらなる負担の増大を予防することが出来る。あくまで法律の則ってやっていけばの話です。

最低限のT o D o、これはやってくださいねというものが法律で決まっています。ですからとりあえずこの法律のT o D oをやっておけば、無限に教師の責任が増大することも防げるわけです。

例えばいじめの事件が起きたときに先生の責任が追及されます。どうして気づくことが出来なかったんだ、と。これをよくネット上で展開されているような批判を見ていると、「これこれこういうヒントがあったはずなのに」「SOSが発せられていたはずなのに」先生は対応出来なかった。見つけられなかった。といった批判はたくさんあります。先生がとらなければならない責任が、その議論の中では無限に増大していくんです。でも、その増大していく原因の一つは何かということ、法律の通りに大体の先生はやっていないわけです。そうすると、やるべき事をやっていないんだったらね・・・という言われ方をされるじゃないですか。せめて「でも、やることはやっていたから」ということを言えたら、とりあえずは「やることはやっていたけど防げなかったのは何故だろう」という議論に行きますよね。そのやることやっていたの”やること”に不備があったのではないかという議論、本当はそちらの議論をしていかないと先生は守れないんじゃないですか？ということなんです。先生の責任が無限に増大していく理由は簡単です。だって、私たちは生徒が自殺しましたという事件を見て、そしてその過程をあとから見て「何で先生は気づけなかったんだ」という議論をしているんで、結果は見えているわけですよ。こどもが死んだという結果が見えた上で「こどもがこういうSOSを発していた」「それが死につながるものだった」ということがもうわかった状態で見ているので、「何で気づけなかった」という議論が出来るけれど、それが「死ぬかどうかわかっていなかったら」我々も本当に気づけたんですか？そこを考えながら議論を進めなければならないし、先生の責任を無限に追及するのではなくて、先生は何でそのやらなければいけない事やっていなかったのかという問題を考えなければいけないわけです。

二つ目の問題、『現場の実態に即していない』。これは、法改正が議論になると、またはこの法律があることによって「現場が萎縮する」という批判を浴びる理由ですね。

この法律が成立した後のいじめの自殺事件等の報告書を見て見ると、大体次のようなことで、『先生は自分なりに対処していました。いじめに全く気づ

いていなかったわけではないです。個別に対応していました』といった事が書いてあります。それは僕の事件でもそうでした。僕の場合は生き残っていますので事件にはなっていないですが、僕の場合も先生が全く何もしていなかったかということ、そんなことはなく、先生もちゃんと対応してくださいました。でもそれは僕の納得する対応ではなかったし、現実にそれでいじめは止まらなかったわけです。それは多分、法律が出来た後の報告書として出てきたらこういう風にかかれるだろうなということ・・・。今たくさんの報告書で書かれています。

『でも法律の通りには対応していませんでした』という結論です。これは大体の、というかほぼ全てといってもいいと思いますけれども、今、2013年以降のいじめ事件の報告書を読むと大体ほぼ全てに書いてあります。法律の通りやっていないんですね。先生の経験に基づいた対応というのは、それでベターな対応が出来たのであればそれはもちろんいいですけども、でも、法律の通り対応したらろくな事にならないので、法律の通りには対応しませんというのが前提になっている状況ってどうなんでしょうか。それって先生の経験値によっていじめの対応が変わってくるという事なのではないでしょうか。それが、最低限ここまでは対応してもらえるとこのラインがあって、それよりも良いということなら問題ないですが、先生の経験によって最低限をやらなくて、全然対応してくれませんかという事態が起きているから事件が起きるんですよ。法令に定められた対応というのはあくまで基本です。プラス・アルファで先生の経験値によってもっと良い対応が出来るのであれば、それはそれでいいと思いますが、それは法令遵守が前提にあつてこそですよ。それが前提にあつたからこそ先生の責任も限定されるし、先生独自のいじめの対応というのが効果を上げた場合は評価できるようになるわけです。

あと、もう一つは皆さんにも考えていただきたいのですが、いじめが事件として報じられるときは大体ニュースになりますよね。大概事件化しているも



【会場からの質疑応答の様子】

のって法律通りにやっていないんで、「法律守っていませんでした」という事しかニュースにならないんですけれども、実はこれ「法律守っていたら事件が防げたのかな？」という議論が出てこないんです。

一つ事例を持ってきました。善通寺市立東中学校という香川県の中学校。僕が一度講演に行った中学校ですけれども、ここでは校長による訓告、教育委員会と連携しての出席停止を含めた法令に則った対応というのを行っています。法律通りにやっているわけですね。そこはやっぱり先生も強調されていましたし、それって当たり前なんじゃないのという風におっしゃっていました。意外とこれは当たり前ではないんですけれども、この学校はどういう学校かというと、ここは教育困難校です。非常に荒れた学校でそれこそ廊下でたむろしている、たばこを吸っている、そういった非行が多く起こっていた学校。敢えて過去形にしますけれども、今でも他校に比べれば厳しい状況にあるそうです。ただ、今の校長先生に代わって、法律通りに対応するようになってからは良くなった。大きなポイントですが、問題が発生したときに生徒から先生に対してSOSが寄せられるようになったということです。これは大きな特徴ですよ。法律通りにやることによって当初は保護者からの反発や生徒からの反発もあったようですが、ずっと続けていくうちに次第に保護者からの理解も得られるようになりまして、もっと言うと被害者となった子どもからのSOSが先生に対して寄せられるようになりました。先ほどSOS多いですよ、また保護者からの通報も多いですよ、という滋賀県の話が小森さんからありましたけれども、そういった事態が法律に則った対応を通じてこの学校では起きてきているんですね。

もっと言うと、この法律通りにやることと、法改正に対して批判のポイントとしてあがるのが「学校はやらなければならないことがものすごくたくさんあって先生は大変なんだ。法律通りには出来ない。現場が萎縮する」「今は生徒指導より学力の向上を求められていて教科指導のほうが大変だ」と言われているのですが、この学校については、「先生の負担は軽くなったよね」と素朴に言うんです。この法律通りにやったら。だってやらなければならないことがわかっているのだから、その通りやればいい、それで悩む必要はない。もちろん「やることは大変だ」とは言っていましたけれど、『確かに大変だけれども、やらなくても大変なんだから、状況は良くなっているし、やることも明確だから先生の負担は楽になるし、みんな問題が大変だから仲がいいよね。助け合わなければやっていけないよね』そういう意味では先生同士のいじめ事件ともある意味で

は無縁と言えます。

更に、生徒の成績についても向上したということが言われています。良いことしかないじゃないですか。もちろんここ一校だけしか事例を挙げていないんで、本当はこの法律をやっている学校をしらみつぶしに探したら、ひどいいじめもたくさん出てくるかもしれません。でも、法律通りにやっている学校が一体どんな成果を上げているのか、こういうところについてはもっと周知されるべきだろうと思います。

いじめ防止対策推進法というのは、いじめ問題に直面した先生をサポートすることによって、こどもの生命と尊厳を守る法律です。あくまでも教育現場でいじめに直面しているのは学校の先生ですから、その学校の先生にT o D oを押しつけて、やることを押しつけて、縛り付けて、罰則を与えて、というかたちでやっていくのではなく、あくまでも地域または社会全体で先生をサポートして、その最前線でいじめ問題に向き合っている先生を助けながら、そして先生を守ることを通じて、延いてはこどもの生命と尊厳を守るのだ。という観点を今後この法律の問題を考えていく上では欠かせない。

重要なのはいじめ防止対策推進法の実効性を高めることで、やっていない学校にやらせることです。でも、やっていないことをやらせるための法改正ってバカらしくないですか？それはもちろん重要ですが、やってないことをやらせる法改正ではなくで、それも必要なんですけれども、多くの学校にやらせるためには『やったらこんなにいいことがある』ということをもっと知らせていく事だと思います。

その上で『でも法律通りやったけど、こころまういかないです。これ多分法律の問題ですよ』というところを拾って行って、そこをもっと良くする法改正をしなければいけないんじゃないですか。

そのためにはまず学校の先生方にこの法律通りにやっていただくという事を普及させていく必要があります。どうしたらよいのか？

そのためには『この法律通りにやると先生方の負担が減りますよ。いじめが軽くなりますよ』ということを周知していく事ではないでしょうか。



【当日の登壇者による記念撮影】

◆ 教員の感想文から

今回は、教員研修からの感想文です。教員対象の場合、特に加害児童生徒の対する接し方や声掛けなどのお話をさせていただきます。私の著書にもありますが、「やってはいけないシリーズ」等の話もしています。

意外にも、先生方には新鮮に感じていただけるようで、ご好評頂いております。今回はそんな先生方の感想を紹介させていただきます。

◆ 30代・男性

具体的な数字などを交えた講話で、わかりやすかった。また、いじめの加害者にも背景があり、苦しんでいるという話には共感できた。友人関係、家庭内での問題など色々と考えられるが、加害者も救ってあげないといけないと感じる。カウンセリング的関わりが必要だと強く思う。そうでなければ根本的な解決にはならないと思う。本校では「いじめ」について話し合う時間がほとんどない。教師同士・生徒同士・教師と生徒・地域・保護者、もっと理解を深めるために、まず話し合いたい。

◆ 40代・男性

今回の先生のお話の中で「いじめ加害者への対応」が大切であること。寄り添い、やさしくしてみませんか？という言葉が印象に残っています。私は相談を受けると、被害者を守ることに注力してきました。加害者には厳しく指導した後に……。加害者の背景にあることを知ろうともせず。今回のお話を聞いて今後の自分の指導に生かそうと思いました。

◆ 50代・男性

以前荒れた学校にいたとき、問題行動を繰り返す生徒に根気強く、やさしく関わっていたら、心を開いてくれたことがあった。今日聞いた、いじめの加害者に寄り添い、やさしくしてあげてくださいという話を聞き、通じる部分があるなと思いました。

◆ 50代・男性

多種多様な経験を元に話された講演なので、説得力がありました。こどもと大人の考え方のギャップや加害者の背景など、あまり意識して指導していなかったのが、ハッとさせられました。学校に勤務している限り、いじめに慣れてはいけない、いじめに目をそらしてはいけないと思いました。重大事件が起きないと、また、身近で起きないといじめに対峙するという覚悟が出来ません。しかし今回の講演を聞き、再度いじめ対策に目を向け、未然防止に努めたいと思いました。総合的かつ実効性のある対策を継続させられるような体制を構築出来るよう頑張ります。

◆ 年代不明・女性

いじめは絶対に許してはいけないものと自分の中で強く持っていたのは、たて前、きれい事のように感じ、自分を見つめ直す機会になったように感じます。加害者への対応という視点、いじめはいつの時代もなくならないところへの違った見方・考え方の道筋へのヒントになったように感じました。教員として、そして親としての考え方を改める機会となったように思います。

◆ 年齢性別非公開

本校もいじめ認知件数は増加傾向にある。幸い大事には至っていない。どんなに指導を重ねても、トラブル(相手を傷つける行為)はなくなる。今回の講演を聞いて、改めて「話を聞く」「相談にのる」事の重要性を感じました。自分は子どもの話に耳を傾けているつもりだが、相談に来た子どもにとっては、もしかすると、真剣に聞いてもらっていないと感じているかもしれません。「その子のすべてを受け取ってあげる」という先生の言葉を常に頭に置いて行動したい。ただ、教員という職業は、特に最近ゆとりを持つ時間が全くない。子どもともしっかり向き合いたい。向き合わなければならないという思いは強いのに、現状は反比例しています。仕事の量をおおもとから改革してくれなければ、いつまでも変わらない。これだけ「いじめ・不登校」がクローズアップされている時代、子ども対応に費やす時間が欲しいと常に思っています。

◆ 60代・男性

「いじめ」の概念に対する認識は子どもと大人との間で埋まらないのでしょうか？教師という仕事に就いて40年近くなりますが、その間でも生徒(児童)や保護者の考え方の変化は著しいものを感じます。しかしそれに対応しなければならない教師側の考え方の転換が出来ているのかに疑問符がつく場面が多々あります。若くして学力の高い教師がたくさん教壇に立つ時代になってきましたが、学力的には優秀なんでしょうが、そこにたどりつくまでに教師や親から「良い子」として育ててきた人が多く、色々な人と出会い、多種多様な経験が不足していて、生徒(児童)や保護者へどんな対応をして良いのかわからない場面も多く目にしてきました。学校現場の多忙感。働き方改革が提示されても、解決の方向へ向かっているとは思えません。教師が教材研究をする時間や未熟な部分を高めていくための校内研修を確保できなければ、生徒(児童)に寄り添った教育は難しいのではと思います。少子化が進む中で、不自由さを感じずに育つ子どもが増える中で、「強い子」を育てるのは困難。「弱さ」良く言えば「優しさ」。それを認めた中で良い部分を育てていかなければならないと思いました。本校でも「いじめゼロ宣言」を生徒会が中心となって作成し、活動しています。いつか「いじめゼロ」の日が来ることを信じて、教員・生徒・保護者・地域が「チーム」として取り組み続けたいと思います。

毎回、多くの率直なご感想を寄せていただき感謝しています。こういった御意見を参考にしながら、多くの方々が納得の出来る講演を提供出来るよう、これからも鋭意努力をまいります。

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2019/10/6	NPO法人子どものオンブズにいがた	新潟	新潟	30
2019/10/7	神奈川弁護士会司法修習生研修	神奈川	横浜	10
2019/10/9	茨城県西地区校長研究協議会	茨城	古河	100
2019/10/11	吹田市立古江台小学校	大阪	吹田	320
2019/10/24	防府市立中の関小学校	山口	防府	300
2019/10/25	防府市立右田小学校	山口	防府	350
2019/10/30	矢掛町立矢掛中学校	岡山	小田郡	320
2019/11/6	大東市立四条北小学校	大阪	大東	280
2019/11/14	柏市立柏の葉中学校	千葉	柏	190
2019/11/21	目黒区立不動小学校	東京	目黒	600
2019/11/28	川崎市立犬蔵中学校	神奈川	川崎	570
2019/11/30	柏市立柏第二中学校	千葉	柏	840
2019/12/2	三浦市立南下浦中学校	神奈川	三浦	360
2019/12/4	霧島市立木原中学校	鹿児島	霧島	30
2019/12/6	川崎市立今井小学校	神奈川	川崎	310
2019/12/11	館山市立第三中学校	千葉	館山	560
2019/12/17	東京都立拝島高等学校	東京	昭島	850
2020/1/31	南房総教育事務所社会教育人権地区別研修会	千葉	木更津	290
2020/2/7	高知県養護教員協会	高知	高知	250
2020/11/21	秩父地域自殺予防フォーラム	埼玉	秩父	500
2020/12/16	佐倉市人権講座講演会	千葉	佐倉	100



～今回の通信の記事でも紹介している、山崎聡一郎氏の著書です。
とてもわかり易い本なので、是非読んでみてください。～

子どもの問題に大人の解決策を。(紹介文より)

人を殴ったり蹴ったり、お金や持ち物を奪ったり、SNSにひどい悪口を書き込んだりすれば、大人であれば警察に捕まって罰を受けます。それは法律という社会のルールによって決められていることです。

けれど子どもは法律を知りません。大人が気づいて助けてくれるまで、たった一人で犯罪被害に苦しんでいます。もし法律という強い味方がいることを知っていたら、もっと多くの子どもが勇気を出して助けを求めることができ、救われるかもしれません。

そのためには、子ども、友だち、保護者、先生、誰でも読めて、法律とはどんなものなのかを知ることが出来る本が必要、そう考えて作ったのが本書です。小学生でも読めるように漢字にはすべてルビをふり、法律の難しい用語もできるだけわかりやすくして、イラスト付きで解説しています。

大人でも知らないことがたくさんある法律の世界、是非子どもと一緒に読んで、社会のルールについて話し合ってみてください。

著者：山崎聡一郎 行先：伊藤ハムスター
A5判 200ページ 定価（本体1,200円＋税）